

過誤納還付金の受領に関する委任状（自動車二税用）

平成 年 月 日

総合振興局長
北海道 振興局長 様
札幌道税事務所長



| | |
|----------------|---------------|
| 委任者 (納税義務者) | 住所 (所在地) |
| | 氏名 (名称) 印 |
| | 電話番号 (連絡先) |

私は、次の者を受任者（代理人）と定め、次の道税過誤納還付金の受領に関する権限を委任します。

| 税目・年度・期別 | (税目) | (年度) | (期別) |
|----------|---------------------------------------|---------|----------------------|
| | 自動車税・自動車取得税 | 平成 年度 | 定期・証紙 |
| 自動車の登録番号 | 札 函 室 帯 釧 北 旭 札幌 函館 室蘭 帯広 釧路 北見 旭川 | (かな) | |
| 納付日 | 平成 年 月 日 | 過誤納発生事由 | 抹消登録・重複納付 その他 () |
| | | 過誤納発生日 | 平成 年 月 日 |

| | | | | |
|------------------------------------|--------------------|------------|-----|---|
| 受任者 (代理人) | 住所 (〒 -) (所在地) | | | |
| | 氏名 (名称) | | | |
| | 電話番号 (連絡先) | | | |
| 受任者の 受領口座 (口座振替払を希望する場合) | 金融機関名 及び 支店名 | 銀行 本店(所) | | |
| | | 信用金庫 支店(所) | | |
| | () | | 出張所 | |
| | ※金融機関コード | ; | ; | ; |
| 口座種別 | 普通 当座 | 口座番号 | ; | |
| | その他 () | | ; | |
| 口座名義人(カタカナ) | | | | |

- 注意 1 委任者欄は、必ず委任者が自署し、印鑑登録の印（スタンプ印は不可）を押印するとともに、委任者の印鑑登録証明書の原本（発行日から6月以内のもの）を添付してください。（なお、受付窓口で証明書の原本を提示した場合は、証明書の写しによる提出も可能です。）
- 2 受領口座の金融機関がゆうちょ銀行の場合は、貯金通帳に記載されている他金融機関からの振込用の店名、預金種目及び口座番号を記載してください。
- 3 委任状に記載・押印等の漏れ・不備があった場合は、返却することがあります。
- 4 この委任状は、過誤納発生日の10日後までに、自動車の positioning を所管する総合振興局、振興局又は道税事務所に提出してください（提出先一覧をご参照ください）。
なお、提出期限以後に委任状が提出された場合は、委任者（納税義務者）に還付されることがあります。
- 5 委任状を提出された場合でも、委任者（納税義務者）に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項等の規定により、当該未納の徴収金に充当又は委託納付されるため、受任者に還付されないことがあります。
- 6 ※欄は、記載不要です。



過誤納還付金の受領に関する委任状（自動車二税用）

記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総合振興局長
北海道 振興局長 様
札幌道税事務所長

委任者の印鑑登録の印を押印します
※スタンプ印は不可

捨印を押印します

捨印

| | | |
|----------------|---------------|---------------|
| 委任者 (納税義務者) | 住所 (所在地) | 札幌市中央区北三条西6丁目 |
| | 氏名 (名称) | 北海太郎 |
| | 電話番号 (連絡先) | 011-〇〇〇-×××× |

私は、次の者を受任者（代理人）と定め、次の道税過誤納還付金の受領に関する権限を委任します。

| 税目・年度・期別 | (税目) | (年度) | (期別) |
|----------|----------------------------|---------|---------------------|
| | 自動車税・自動車取得税 | 平成22年度 | 定期・証紙 |
| 自動車の登録番号 | 札幌函室帯釧北旭 札幌函館室蘭帯広釧路北見旭川 | 500ほ | (かな) 0196 |
| 納付日 | 平成22年5月31日 | 過誤納発生事由 | 抹消登録・重複納付 その他() |
| | | 過誤納発生日 | 平成22年××月△△日 |

| | | | | |
|--------------|--------------------|-----------------------------|------------|-----------------------------|
| 受任者 (代理人) | 住所 (所在地) | (〒001-0022) 札幌市北区北二十二条西2丁目1 | | |
| | 氏名 (名称) | 〇〇自動車販売株式会社 | | |
| | 電話番号 (連絡先) | 011-△△△-◇◇◇◇ | | |
| 受任者の 受領口座 | 金融機関名 及び 支店名 | 〇〇 | 銀行 信用金庫 | ×× 本店(所) 支店(所) 出張所 |
| | 口座種別 | 普通当座 その他() | 口座番号 | ※ 口座番号を記載します |
| | 口座名義人(カタカナ) | マルマルジドウシャハンバイ(カ) | | |

- 注意 1 委任者欄は、必ず委任者が自署し、印鑑登録の印（スタンプ印は不可）を押印するとともに、委任者の印鑑登録証明書（発行日から6月以内のもの）を添付してください。
（なお、受付窓口で証明書の原本を提示した場合は、証明書の写しによる提出も可能です。）
- 2 受領口座の金融機関がゆうちょ銀行の場合は、貯金通帳に記載されている他金融機関からの振込用の店名、預金種目及び口座番号を記載してください。
- 3 委任状に記載・押印等の漏れ・不備があった場合は、返却することがあります。
- 4 この委任状は、過誤納発生日の10日後までに、自動車の positioning を所管する総合振興局、振興局又は道税事務所に提出してください（提出先一覧をご参照ください）。
なお、提出期限以後に委任状が提出された場合は、委任者（納税義務者）に還付されることがあります。
- 5 委任状を提出された場合でも、委任者（納税義務者）に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項等の規定により、当該未納の徴収金に充当又は委託納付されるため、受任者に還付されないことがあります。
- 6 ※欄は、記載不要です。

※ 受付印

■自動車税の過誤納還付金の受領に関する委任状の提出先一覧

| 自動車の定置場(所管区域) | 委任状の提出先 | 電話 |
|---|--|-------------------|
| 札幌市(全域) | 〒001-8588 札幌市北区北22条西2丁目 北海道札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課 | (011) 746-1241 |
| 夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町 | 〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局地域政策部納税課 | (0126) 20-0056 |
| 深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町 | 〒074-0002 深川市2条19番13号 北海道空知総合振興局地域政策部深川道税事務所 | (0164) 23-3578 |
| 江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村 | 〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階 北海道石狩振興局地域政策部納税課 | (011) 281-7940 |
| 島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村 | 〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局地域政策部納税課 | (0136) 23-1331 |
| 小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村 | 〒047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号 北海道後志総合振興局地域政策部小樽道税事務所納税課 | (0134) 23-9441 |
| 室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町 | 〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル1階 北海道胆振総合振興局地域政策部納税課 | (0143) 24-9585 |
| 苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町 | 〒053-0018 苫小牧市旭町2丁目8番15号 北海道胆振総合振興局地域政策部苫小牧道税事務所納税課 | (0144) 32-5178 |
| 日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町 | 〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高振興局地域政策部納税課 | (0146) 22-9061 |
| 函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町 | 〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部納税課 | (0138) 47-9452 |
| 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町、奥尻町、今金町 | 〒043-8558 檜山郡江差町陣屋町336番地の3 北海道檜山振興局地域政策部納税課 | (0139) 52-6471 |
| 旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、幌加内町 | 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目 北海道上川総合振興局地域政策部納税課 | (0166) 46-5936 |
| 士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町 | 〒096-0014 名寄市西4条南2丁目 北海道上川総合振興局地域政策部名寄道税事務所 | (01654) 2-4148 |
| 留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町 | 〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号 北海道留萌振興局地域政策部納税課 | (0164) 42-8416 |
| 稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町 | 〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局地域政策部納税課 | (0162) 33-2519 |
| 網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町 | 〒093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部納税課 | (0152) 41-0612 |
| 北見市、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町 | 〒090-0018 北見市青葉町6番6号 北海道オホーツク総合振興局地域政策部北見道税事務所納税課 | (0157) 25-8681 |
| 紋別市、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町 | 〒094-8554 紋別市幸町6丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部紋別道税事務所 | (0158) 24-2626 |
| 帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町 | 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局地域政策部納税課 | (0155) 26-9038 |
| 釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町 | 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局地域政策部納税課 | (0154) 43-9174 |
| 根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町 | 〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 北海道根室振興局地域政策部納税課 | (0153) 24-5440 |